

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和3年 10月 1日
岩手ふるさと農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおり J A 貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM 操作に不慣れなご高齢の方を ATM に誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

(1) 令和3年7月末時点において、過去3年間、J A 貯金口座でのお取引がない満65歳以上の個人のお客さま

(2) 令和3年7月末時点において、80歳以上の個人のお客さま

※利用制限の判定は口座単位で行います。また、判定および制限開始時期については J A の基準によるものとします。

2. 利用制限について

上記1.(1)に該当する口座は、J A バンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を0円に制限させていただきます。

上記1.(2)に該当する口座は、J A バンクキャッシュカードを利用した1日あたりの ATM 出金限度額「出金+振替（振込含む）合計金額」を20万円に制限させていただきます。

3. 利用制限の開始日

令和3年10月20日（水）

4. その他

対象となったお客さまで、キャッシュカードの利用制限を希望されないお客さまは、10月20日以降、平日の営業時間内にお届印、ご本人を確認できる書類（運転免許証等）、通帳をご持参のうえ、お取引のある J A 口座開設店までお申し出ください。

<本件に関するお問い合わせ>
岩手ふるさと農業協同組合 金融課
(0197) 41-5202